

保険薬局 各位

平成21年12月29日

(社) 青森県薬剤師会 弘前支部  
支部長 齋藤士郎

## 調剤料の夜間・休日等加算算定について

昨年4月より新しく実施しております、表題算定ですが、以下の期間内にも算定可能であることを再度確認しております。

つきましては、きちんと業務を行ったことに対する評価ですので、対象薬局は加算点数を算定し、来年以降の業務の必要不可欠な評価点数に繋がるようご留意申し上げます。

### 12月29日～1月3日までは休日扱いとする。

この期間中に、平常業務として開局する場合は、午後7時（土曜日にあつては午後1時）から午前8時までの間と同じ休日扱い（受付1回につき40点を加算する）に該当します。

よって、上記期間中に通常業務として開局する薬局の場合は、開局時間内に来局した全ての患者が対象となり、夜間・休日等加算を算定できます。

但し、本来休局であつて患者の求めに応じて開局、調剤の場合は従来通りの加算扱いとなります。詳しくは、調剤報酬点数表の解釈（社会保険研究所出版）の頁33をご覧ください。

\*実施するにあたり、以下の事項はお守りください\*

12月29日～1月3日までは休日扱いの旨、その内容を示す

（40点が加算される）ように、店舗の内側および外側に分かりやすく掲示すること。

受付時間の薬剤服用歴への記録は、日付自体が対象となるため、

省略しても差し支えないものとする。